

新型コロナウイルス感染症緊急対策 特別資金利子補給

大分県の新型コロナウイルス感染症にかかる緊急対策特別資金により借入を行った中小企業者等に対して、利子補給を行います。

対象者

大分県「新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金」を借り入れた中小企業者等のうち、以下の要件を満たす方

- ①日田市内で事業を営んでいること。
- ②市内の金融機関から融資を受けていること。
- ③利子補給を行う対象となる融資について、他の利子補給措置を受けていないこと。
- ④市税の滞納がないこと。

補助対象上限額と期間

融資を受けた借入金のうち、運転資金（上限1,000万円）に係る利子相当額（年利1.3%）を**借入後3年間**補助します。

※1,000万円以上の融資契約でも1,000万円分に係る利子相当額を補助します。

※利子補給額は、毎年1月1日～12月31日（令和3年は4月1日～12月31日）に支払った額

利子補給に必要な書類

- ①新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金利子補給申請兼実績報告兼請求書
（対象者には、1月ごろ郵送いたします）
 - ②補助対象者であることを証する書類
・登記事項証明書 ・各種営業許可証 ・開業届 など
 - ③貸付金元利金受取証明書（金融機関の所定の様式でも可）
 - ④金銭消費貸借契約書の写し
 - ⑤利子補給の振込先口座のわかるもの※**申請者名義の口座に限る**
金融機関名、支店名、口座番号、口座種別及び名義人が確認できるページの写し
 - ⑥本人確認書類（申請者が個人の場合）
運転免許証、マイナンバーカード等
- ※申請は、原則郵送でお願いします。郵送が困難な場合は下記まで持参ください。

【問い合わせ先】

日田市商工労政課（市役所3階）

0973-22-8239 月～金（土日祝日除く）8：30～17：00